

学校いじめ防止基本方針【概要版】

滝沢市立滝沢小学校



いじめ防止基本計画策定の目的

本基本方針は、いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な育成及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法に基づき、関係機関が相互に連携し、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



いじめの基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な育成及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、すべての児童は、いじめを行ってはならない。

いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決するよう努める。とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応に取り組む。本校は「思いやりの心を持ち、笑顔あふれる学校」を目指しており、相手の立場や心情を思いやる気持ちをはぐくむことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。



未然防止

児童一人一人が互いを尊重し高め合うとともに、安心・安全な学校生活が送れるよう努める。

- ① 児童が主体的に学び、達成感、成就感をもてる「わかる授業」の創造
- ② 児童の自己肯定感をはぐくむ教育活動の推進及び児童と教職員、児童相互の温かい人間関係の構築
- ③ 豊かな情操と道徳的心情をはぐくむ道徳教育及び体験活動の充実
- ④ 保護者、地域住民その他関係者との連携

早期発見・早期対応

児童からの「サイン」を見逃さず、確実に受け止め、迅速に対応する。

- ① 児童の表情や言動、身体や服装の様子、友人関係、持ち物等の変化の察知と情報共有
- ② 全校体制でのアンケートの実施と教職員間での情報共有及び指導・支援の役割分担
- ③ 保護者との良好な関係づくりによる情報共有及び教育相談体制の充実
- ④ 関係機関との連携等による教育相談体制の充実

いじめへの措置

「いじめ防止対策委員会」を設け、いじめの調査、対応、関係機関との連携等を組織的に行う。

- ① 調査に基づく解決に向けた対応方針の決定と教職員の役割分担の明確化
- ② いじめを受けた児童及び保護者に対する支援、いじめを行った児童の指導及び保護者に対する助言等の継続的な指導体制
- ③ いじめを自分の問題としてとらえる機会の設定。いじめを許さない集団づくり



滝沢小学校いじめ防止対策委員会（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）

校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、該当担任、学年主任、養護教諭の他、必要に応じて外部の専門家や保護者、地域住民等も参加する。

- ① 年間指導計画の作成、いじめ防止の取り組み等の立案・実行・検証・修正（PDCA サイクル）
- ② いじめ（疑い含む）を認知した際の情報共有、事実確認・指導、再発防止に係る対応方針の決定
- ③ いじめの相談・通報の窓口
- ④ 重大事態が発生した場合の関係機関との連携



年間計画

学期	月	時間・指導	内容	対象
1 学期	4 5	職員会議	学校いじめ防止基本方針の確認	職員
		家庭	家庭訪問・電話等による情報収集	保護者
		家庭	「いじめ」に対する基本方針の説明(学校HP)	保護者
	6	学級指導/休み時間等	いじめアンケートの実施と教育相談	児童
		学年会	いじめアンケート結果の情報共有と今後の対策	職員
		学級指導	ハイパーQ-Uの実施 (2年～6年)	児童
		学校評議員会	「いじめ」に対する基本方針の説明	学校評議員
7	学年会	Q-Uの分析結果の情報共有と今後の対策	職員	
2 学期	9	学級指導	心とからだの健康観察の実施	児童
		休み時間等	要サポート児童に対する教育相談	児童
	11	各家庭	いじめに関するアンケートの実施(滝沢市)	児童・保護者
		休み時間等	教育相談	児童
3 学期	2	学級指導/休み時間等	いじめアンケートの実施と教育相談	児童
		家庭	学校評価	保護者
		学校評議員会	「いじめ」の現状と対応についての説明	学校評議員
年間			日常会話や日記等による情報把握 保健日誌等からの情報把握	



いじめとは、子ども(児童生徒)が、ある子どもを心理的、物理的に攻撃することで、いじめられている子の心や体が傷ついたり、被害を受けて苦しんだりすることです。インターネットいじめも、いじめです。(「普通の子なら、このていどやられても平気だよ」は、言い訳になりません。その子が傷つけば、いじめです。)
(第2条 いじめの定義より)

こんなことはいじめです!



暴力

無視



陰口



ネットいじめ



学校は、すぐに事実を確かめて、いじめをやめさせ、いじめを受けた子を守ります。必要があれば、いじめた子を別の教室にするなど、いじめられた子が安心できるようにします。

学校は、そのいじめが犯罪だと思ったときには、警察と協力しあいます。そのいじめが犯罪で、いじめられた子の身体や命や持ち物やお金などに大きな危険があるときには、すぐに警察に通報しなくてはなりません。

(第23条 いじめに対する措置より)

未然防止

早期発見・早期対応

いじめへの措置